

第 2 健康福祉部各課の 主要事業及び新規事業

令和6年7月1日現在
(令和6年6月厚生常任委員会資料より抜粋)

令和6年度 6月補正予算 課別一覧表

健康福祉部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健康福祉政策課	4,713,846	-69,925	4,643,921	-46,567	4,000	30,702	-58,060
健康危機管理課	1,537,103	1,071,747	2,608,850	93,800			977,947
高齢者支援課	3,129,776	329,439	3,459,215	192,943		21,865	114,631
認知症施策・地域ケア推進課	29,822,709	88,956	29,911,665			6,964	81,992
社会福祉課	5,077,046	11,187	5,088,233	5,885			5,302
子ども未来課	23,217,780	499,152	23,716,932	36,962			462,190
子ども家庭福祉課	11,431,519	184,996	11,616,515	9,564		15,704	159,728
障がい者支援課	25,332,646	917,320	26,249,966	524,337	304,000		88,983
医療政策課	8,358,484	523,812	8,882,296	38,553		25,220	460,039
国保・高齢者医療課	51,390,803		51,390,803				
健康づくり推進課	3,059,315	633,225	3,692,540	8,443		17,884	606,898
薬務衛生課	230,255	21,421	251,676			9,269	12,152
合計	167,301,282	4,211,330	171,512,612	863,920	308,000	127,608	2,911,802

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	115,035		115,035				
----------	---------	--	---------	--	--	--	--

国民健康保険事業特別会計

国保・高齢者医療課	190,586,926		190,586,926				
健康づくり推進課	176,639		176,639				
合計	190,763,565		190,763,565				

総合計	358,179,882	4,211,330	362,391,212	863,920	308,000	127,608	2,911,802
------------	-------------	-----------	-------------	---------	---------	---------	-----------

令和6年度主要事業及び新規事業

課名：健康福祉政策課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
災害救助対策の推進	<p>1 災害救助事業 震災対応 水害対応 被災者に対して、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の供与等の救助を行う。</p> <p>2 災害弱者支援事業 水害対応 市町村の要支援者個別避難計画の作成支援を行う。</p> <p>3 災害ボランティアセンター支援事業 (福) 県社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置・運営研修等に要する経費について助成する。</p>	<p>615,149</p> <p>8,445</p> <p>4,968</p>	
「すまい」の再建支援及び被災者支援の推進	<p>1 住まいの再建支援事業 震災対応 水害対応 住まいの再建を行う応急仮設住宅入居者等へ融資利子等について助成する。</p> <p>2 地域支え合いセンター運営支援事業 水害対応 市町村地域支え合いセンターを支援する県支援事務所の運営を行う。</p>	<p>233,533</p> <p>30,137</p>	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 健康福祉政策課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
地域福祉の推進	1 地域福祉計画推進・支援事業 地域共生社会の実現に向けて市町村の地域福祉を支援する地域福祉支援計画の推進を行う。	1,995	
	2 地域福祉総合支援事業 地域福祉活動団体が行う「地域の縁がわ」等の地域福祉支援計画の推進に寄与する取組みに要する経費について助成する。	20,598 (20,598)	
	3 地域の人づくり推進・支援事業 地域福祉への興味・関心、専門性の高さに応じて、地域福祉を担う人材の育成を図る。	5,747 (5,747)	
	4 地域共生社会推進事業 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村の包括的な支援体制の整備に対する助成等を行う。	50,342 (842)	
	5 民生委員費 民生委員・児童委員の活動に必要な費用弁償、研修等を行う。	197,290	
	6 やさしいまちづくり推進事業 やさしいまちづくりを推進するためのハートフルパス及びヘルプマーク・カードの普及啓発等を行う。	12,190	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名：健康危機管理課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
食品の安全確保対策の推進	6 ① 新興感染症対応力強化事業 感染症対応 新たな感染症危機に備えるため、県と感染症法に基づく協定を締結する医療機関が行う感染対策に係る施設・設備の整備に要する経費の助成等を行う。	284,160 (184,160)	
	1 食品営業監視事業 食品等の安全を確保するため、食品営業許可申請者や営業届出者に対する衛生指導、食品営業施設への監視指導の充実強化等を行う。	13,161 (511)	
	2 畜水産物食品安全対策事業 畜水産食品の生産・加工施設、輸出認定施設の監視指導及び製品検査を実施するとともに、輸出に係る衛生証明書の発行等を行う。	7,957	
	3 と畜検査整備事業、食鳥肉処理安全対策事業及び対米等輸出食肉検査事業 と畜場、食鳥処理場で処理される食肉の検査と施設の衛生指導、対米等輸出用牛肉の検査及び認定施設の監視指導等を行う。	153,960 (341)	
公衆衛生獣医師確保対策の推進	1 公衆衛生獣医師確保育成事業 公衆衛生獣医師を確保するため、一定期間県職員として働くことを要件として獣医学系大学在学中の学生に対する修学資金の助成等を行う。	12,633	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名：健康危機管理課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
動物の愛護管理の推進	1 動物愛護管理事業及び動物愛護推進事業 狂犬病予防法及び動物愛護管理法に基づく犬の捕獲、抑留、犬・猫の引取り、譲渡等を行うとともに、新たな動物愛護センターの機能をフル活用して、動物愛護の啓発・教育、飼い主のいない猫対策、動物愛護団体と連携した譲渡等を行う。	241,424	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 高齢者支援課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
元気高齢者に対する取組み	1 老人クラブ活動の推進 (1) 県老人クラブ連合会活動推進事業 老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがい・健康づくりと高齢者の介護予防を推進するため、(公社)県老人クラブ連合会における運営や活動に要する経費について助成する。	12,940 (6,678)	
	(2) 市町村老人クラブ活動推進事業 地域貢献活動に積極的に取り組む市町村老人クラブ等の運営や活動に要する経費について助成する。	46,131	
要介護高齢者等に対する取組み (介護人材の確保)	1 福祉人材緊急確保事業 福祉人材センター等が行う人材の新規参入促進やマッチング支援、並びに福祉系高校における生徒の育成支援に要する経費について助成する。	44,643	
	2 介護人材確保対策推進事業 事業者団体等が行う介護人材確保のための取組みや啓発・広報事業に要する経費について助成する。	36,583	
	3 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助 (経済対策分) 介護福祉士等の資格取得を目指す学生への修学資金等の貸付を行う (福) 県社会福祉協議会の貸付原資等について助成する。	91,092	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 高齢者支援課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	<p>4 介護福祉士を目指す留学生受入支援事業 介護福祉士養成施設に在籍する留学生に対して当該養成施設が行う日本語学習支援に要する経費や、県内介護施設が行う奨学金給付について助成する。</p>	13,100 (5,440)	
	<p>5 介護職員勤務環境改善支援事業 介護職員の勤務環境改善を図るため、高齢者施設等が介護ロボット等を導入する経費について助成する。</p>	128,106	
	<p>6 介護人材キャリアパス導入等支援事業 介護職員のキャリアアップ環境整備のためのキャリアパスの導入や介護職員処遇改善加算取得の支援等を行う。</p>	13,058	
	<p>7 外国人介護人材受入環境整備事業 技能実習生等に対する集合研修や、外国人介護人材の雇用のために介護施設等が借り上げる住居の家賃等に対する助成など、外国人介護人材の受入に伴う環境整備を行う。</p>	13,920 (9,900)	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 高齢者支援課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
要介護高齢者等に対する取組み（介護基盤整備）	<p>1 老人福祉施設整備等事業 特別養護老人ホーム等の老朽化等に伴う施設の改築に要する経費について助成する。</p> <p>2 介護基盤緊急整備等事業 「第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」等による施設等整備計画に基づき市町村等が行う地域密着型特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備に要する経費について助成する。</p> <p>3 施設開設準備経費助成特別対策事業 介護施設等の開設準備に要する経費について助成する。</p>	<p>474,000</p> <p>897,728</p> <p>404,254</p>	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 認知症施策・地域ケア推進課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
認知症施策の推進	1 認知症診療・相談体制強化事業 認知症の方に対して適時・適切な医療・介護等を提供するため、認知症疾患医療センター等による認知症に係る医療体制の充実や、かかりつけ医等による認知症の早期発見及び相談体制の強化を行う。	66,581	
	2 若年性認知症対策事業 若年性認知症の方の社会参画を推進するため、若年性認知症受入事業所向け研修や若年性認知症支援コーディネーターによる相談対応等を行う。	9,118	
	3 認知症疾患医療機能強化事業 今後も増加が見込まれる認知症患者に対応するため、認知症専門医及び認知症医療に習熟した専門スタッフ（精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、看護師等）を養成し、高度な認知症専門医療を継続して提供できる体制づくりを行う。	28,529	
	4 権利擁護人材育成事業 認知症の方を含む高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度に関する研修や市町村が実施する権利擁護人材育成に要する経費について助成する。	21,467	
	5 認知症サポーターアクティブチーム支援事業 民間団体や市町村が行う、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう積極的にサポートする「認知症サポーターアクティブチーム」の活動活性化に要する経費について助成する。	5,515	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 認知症施策・地域ケア推進課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
地域包括ケアの推進	1 訪問看護推進事業 訪問看護師を採用し、育成に取り組む小規模訪問看護ステーションの運営費や、訪問看護に関する相談対応等に要する経費について助成する。	26,871	
	2 地域包括ケア多職種人材育成事業 自立支援型ケアマネジメントの実現に向け、職能団体等が行う医療、介護に携わる様々な専門職の人材育成研修について助成するとともに、高齢者の転倒骨折予防のため、モデル地域において関係者や住民、企業に向けて行う啓発、研修等について助成する。	9,143 (2,358)	
	3 在宅医療サポートセンター事業 県及び地域における在宅医療の推進を図る在宅医療サポートセンターの運営に要する経費について助成する。	54,343	
	4 地域包括ケアシステム構築加速化事業 高齢者の自立支援に向けた地域包括ケアシステムの構築を推進する市町村への支援を行うとともに、市町村が実施する介護予防の取組みを支援するための専門職派遣等を行う地域リハビリテーション推進体制を整備する。	22,013	
	5 在宅歯科医療機能強化事業 (一社)県歯科医師会が設置する在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や相談対応等に要する経費及び歯科診療所が訪問歯科診療を行う際に必要な器材の購入に要する経費について助成する。	15,773	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 認知症施策・地域ケア推進課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
市町村介護保険事業の円滑な推進	1 介護保険低所得者対策特別事業 低所得者に対し介護保険サービスの利用料負担軽減を行った社会福祉法人等に対して市町村が補助した費用について助成する。	11,834	
	2 介護給付費県負担金交付事業 介護保険法に基づく市町村の介護保険給付費に要する費用のうち、県の法定負担分（施設等分 17.5%、その他分 12.5%）に係る負担金を交付する。	27,231,743	
	3 地域支援事業交付金交付事業 介護保険法に基づき市町村が実施する地域支援事業に係る交付金を交付する。	1,408,142	
	4 第1号保険料県負担金交付事業 市町村が行う低所得者の介護保険料軽減に要する費用のうち、県の法定負担分（25%）に係る負担金を交付する。	727,861	
	5 第9期介護保険事業計画支援事業 第9期市町村介護保険事業計画の推進支援及び介護保険業務の効率化に向けた研修等を行うとともに、市町村の分析力強化のため、地域分析研修会並びに2市町村を選定してデータ分析及びアドバイザー派遣を行う。	5,728 (4,606)	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 社会福祉課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
生活困窮者等に対する取組み	1 生活保護の適正実施		
	(1) 福祉事務所費 保護の決定・実施のため、福祉事務所が要保護者及び関係機関に対し必要な調査・連絡を行い、適正な保護の実施を図る。	18,338	
	(2) 生活保護適正実施推進事業 福祉事務所の生活保護業務を支援するための専門員の本庁配置や研修実施等により、生活保護の適正化に向けた取組みを推進する。	16,462	
	(3) 被保護者健康管理支援事業 データに基づいた健康課題の把握や保健指導等を行うことにより、被保護者の健康や生活の質の向上及び医療扶助の適正化を図る。	8,986	
	2 扶助費		
(1) 生活保護費 生活保護受給者に対して生活扶助や住宅扶助等に要する経費を支給する。	3,892,671		
(2) 生活保護県費負担金 市（政令市を除く）が、居住地のない要保護者に対して保護を行うために支弁した費用を負担する。	53,413		

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 社会福祉課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	<p>3 生活困窮者に対する自立支援</p> <p>(1) 生活困窮者総合相談支援事業 生活困窮者に対する相談支援窓口を全町村に設置し、自立に向けた総合的な支援等を行う。</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援プラン推進事業 生活困窮者に対する就労準備、家計改善、子どもの学習等の支援を行う。</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付事業費（貸付事務費補助） 低所得世帯等の自立と生活の安定を図るため、(福)県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付事務に要する経費について助成する。</p> <p>(4) 日常生活自立支援事業 認知症高齢者等が地域で自立した生活を送るため、(福)県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費について助成する。</p> <p>(5) 矯正施設等退所者社会復帰支援事業 高齢者又は障がい者など福祉的な支援を必要とする刑務所退所者等の支援を行う。</p>	<p>104,104</p> <p>119,503 (3,760)</p> <p>14,246</p> <p>80,301</p> <p>35,387</p>	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 社会福祉課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
戦没者等の援護	(6) ひきこもり支援推進事業 精神保健福祉センター内に設置している「ひきこもり地域支援センター」における、ひきこもりの本人や家族等への相談支援、支援者の養成や、デジタル媒体を活用した情報発信を行う。	26,139 (5,340)	
	1 特別給付金等支給事務費 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定等を行う。	12,816	
	2 引揚者等援護事務費 永住帰国した中国残留邦人に対する通訳派遣等の自立支援を行う。	7,328	
社会福祉施設等の指導監査等	3 引揚者等援護扶助費 永住帰国した中国残留邦人に支援給付金等を支給する。	22,504	
	1 社会福祉施設指導監査事業 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施する。	2,137	
	2 小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業 複数の小規模法人等がネットワークを構築して行う地域貢献や福祉・介護人材確保のための経費について助成する。	12,415	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 子ども未来課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
こどもまんなか熊本・実現計画の策定等	1 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業 「こどもまんなか熊本・実現計画」(熊本県こども計画)の策定等のため、県子ども・子育て会議やこども未来創造会議を開催する。	6,367 (3,166)	
	1 子どものための教育・保育給付費 子ども・子育て支援法に基づく市町村の給付費に係る負担金を交付する。	15,723,130	
教育・保育サービスの充実及び地域における子育て支援	2 市町村保育施設運営費補助 市町村が行う延長保育事業、病児・病後児保育事業等に要する経費について助成する。	577,637 (13,966)	
	3 現任保育士等研修事業 保育士等キャリアアップ研修や保育課題別重点研修を実施する。	46,017	
	4 多子世帯子育て支援事業 市町村が行う第3子以降の保育料等の軽減又は無料化に要する経費について助成する。	559,937	
	5 子育て支援強化事業費補助金 市町村が行う地域子育て支援拠点事業等に要する経費について助成する。	650,225	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 子ども未来課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	<p>6 保育士等確保対策費 (福) 県社会福祉協議会が行う保育士の資格取得のための修学資金の貸付原資、保育士の再就職支援等や市町村が行う保育補助者雇上強化事業等に要する経費について助成する。</p>	542,218 (4,022)	
	<p>7 予備保育士確保促進事業 年度途中の保育ニーズの増加に対応し、待機児童の解消に繋げるため、市町村が行う予備保育士雇上げ支援に要する経費について助成する。</p>	17,358 (17,358)	
	<p>8 私立幼稚園経常費助成費補助 私立幼稚園の運営に係る経常的経費について助成する。</p>	127,729	
	<p>9 私立幼稚園特別支援教育経費補助 障がい児を受け入れている私立幼稚園等が行う特別支援教育に要する経費について助成する。</p>	279,888	
	<p>10 児童健全育成事業 (運営費) 市町村が行う放課後児童クラブの運営等に要する経費について助成する。</p>	1,622,672 (2,896)	
	<p>11 放課後児童クラブ施設整備事業 市町村が行う放課後児童クラブの施設整備に要する経費について助成する。</p>	273,979	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 子ども未来課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
結婚・妊娠・出産・子育ての ステージに応じた切れ目のな い支援	1 少子化対策総合交付金事業 市町村が少子化対策として行う結婚、妊娠、出産までの支援に総合的に取り組む経費について助成する。	110,967 (110,967)	
	2 「くまもとスタイル」結婚推進事業 「よかボス企業」等との連携による結婚・子育てしやすい環境づくりを推進するための取組みを行う。	10,747 (10,010)	
	3 「くまもとスタイル」子育て推進事業 社会全体で取り組む子育て支援を推進するための取組みを行う。	33,243 (29,288)	
	4 子ども医療費助成事業 市町村が行う子ども医療費助成事業に要する経費について助成する。	555,529	
	5 放課後児童クラブ利用サポート事業 子どもの安全・安心な居場所確保のため、低所得世帯等に対する放課後児童クラブ利用料を補助する市町村の要する経費について助成する。	24,190 (24,190)	
	6 先天性代謝異常等検査 国が定める20疾患の公費検査に加え、公費検査対象外の3疾患について、早期発見・治療のため、県独自の検査に要する経費について助成する。	55,422	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 子ども未来課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	<p>7 小児慢性特定疾病対策事業 小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成のため、医療費の自己負担分を助成するとともに、不安を抱える児童や家族に対する相談支援等を行う。</p>	364,401	
	<p>8 出産・子育て応援交付金事業 妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、伴走型支援と一体的に経済的支援を行う市町村の要する経費について助成する。</p>	237,323	
	<p>9 不妊対策事業 不妊に関する専門相談及び不育症検査費に要する経費について助成する。</p>	7,656	
	<p>10 ⑧ 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦への分娩時の交通費及び宿泊費について市町村が行う補助に要する経費を助成する。</p>	12,068 (12,068)	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 子ども家庭福祉課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
児童虐待防止と社会的養育の推進	1 子ども虐待防止総合推進事業 児童虐待の防止や被虐待児への支援等のため、児童相談所を中心に児童虐待防止対策を推進するとともに、市町村や警察等関係機関との連携を強化する。	98,230	
	2 児童家庭支援センター事業 児童に関する相談・支援を地域に密着して行う児童家庭支援センターの設置・運営等の取組みを行う。	161,191	
	3 里親推進事業 里親制度の普及促進や里親への委託推進のため、里親支援センターの取組みに要する経費を負担する。	144,133	
	4 児童養護施設等及び里親委託に係る措置費 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童の保護及び自立支援を目的とした児童養護施設等入所、又は里親委託に要する経費を負担する。	3,387,255	
	5 社会的養護自立支援事業 児童養護施設等を退所する者の自立を支援するため、生活相談や就労支援が受けられる拠点の設置・運営等の取組みを行う。	69,903	
	6 清水が丘学園整備事業 清水が丘学園について、老朽化やケア形態の小規模化等に対応するため、令和11年度竣工を目途に児童棟工事や管理学習棟等の実施設計等を行う。	523,233	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 子ども家庭福祉課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	7 児童養護施設等人材確保・育成事業 児童養護施設等における職員の人材確保・育成を図るため、資格を有しない者を雇用する経費について助成する。	40,800	
	8 子どもの権利擁護推進事業 一時保護児童や施設入所児童等の権利擁護を図るため、子どもの意見表明支援体制等の構築を行う。	10,211 (7,495)	
	9 子育て家庭支援事業 児童虐待の未然防止や悩みを抱える子育て家庭支援等を行う市町村の相談機関整備・運営等に要する経費について助成する。	70,058	
	10 (新) 児童虐待防止医療ネットワーク事業 医療機関において児童虐待を早期に発見するため、児童虐待対応に係る医療関係者向けのマニュアル作成や各種研修の実施等に要する経費について助成する。	3,613 (3,613)	
	11 (新) 乳児院等多機能化推進事業 児童心理治療施設において医療的ケアが必要な児童の支援のため、看護師の加配に要する経費について助成する。	6,302 (6,302)	
	ひとり親家庭等福祉の推進	1 児童扶養手当支給事業費（扶助費） 離婚等による理由で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当を支給する。	1,523,350

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 子ども家庭福祉課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
DV対策等の推進	2 ひとり親家庭等学習支援・交流事業 公民館や社会福祉施設等を活用して、学習支援員（ボランティア）が、ひとり親家庭等の子どもに対し学習支援を行う「地域の学習教室」等を実施する。	14,826 (1,000)	
	3 ひとり親家庭等支援事業 ひとり親家庭等に対する就業や生活に関する相談対応、物価高騰に対応するための生活支援物資の支給、就業支援講習会の開催や高等職業訓練等の支援に要する経費について助成する。	54,489	
	1 DV対策強化事業 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、DV未然防止教育等の啓発、SNSを使った相談体制の整備や困難を抱える若年女性のニーズ調査等を行う。	8,231 (3,877)	
厳しい環境におかれている子ども達への支援	1 子どもの貧困対策推進事業及び子ども食堂等応援事業 子どもの貧困対策を推進するため、子ども食堂等への支援等に取り組む市町村への助成や子ども食堂の活動・開設を支援するためのコーディネーターの配置等を行う。	4,691 (1,456)	
	2 ヤングケアラー支援体制強化事業 ヤングケアラーに関する相談窓口の設置や、関係者の理解促進・対応力向上を図るための研修会の実施など、ヤングケアラーの早期発見・支援を行う。	7,013	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 障がい者支援課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
地域生活支援の充実	1 障害福祉サービス費等負担事業 市町村が行う障害福祉サービス利用者に対する自立支援給付費等の給付に係る負担金を交付する。	11,518,533	
	2 障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業 障害児入所給付費等に要する経費及び市町村が行う障害児通所サービス利用世帯に対する障害児通所給付費等の給付に係る負担金を交付する。	5,562,795	
	3 発達障がい者支援センター事業 発達障がい児（者）等への支援のため、北部（大津町）及び南部（八代市）に設置した発達障がい者支援センターによる総合的支援を行う。	56,871	
	4 医療的ケア児等支援事業 医療的ケア児とその家族等への支援のため、「熊本県医療的ケア児支援センター」にコーディネーターを配置し、地域の支援体制整備や人材養成等を行う。	8,625	
	5 障がい者福祉施設整備費 障がい者の地域生活支援の充実に向けた環境整備を図るため、社会福祉法人等が行う障がい者福祉施設の整備費について助成する。	786,560 (786,560)	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 障がい者支援課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
保健医療体制の充実	1 更生医療費 身体障がい者の障がいを軽減する手術等、更生に必要な医療の給付に係る負担金を交付する。	686,508	
	2 精神通院医療費 精神障がい者の通院医療費の給付に係る負担金を交付する。	1,876,669	
	3 重度心身障がい者医療費助成事業 市町村が行う重度心身障がい児（者）の医療費助成事業に要する経費について助成する。	1,022,288	
	4 精神保健医療費 精神障がい者の措置入院等に関する業務を行う。	65,285	
	5 精神科救急医療体制整備事業 緊急な医療を必要とする精神障がい者に対して、県内の精神科病院による夜間・休日における診療体制の整備や相談対応等を行う。	20,492	
	6 発達障がい者支援医療体制整備事業 身近な地域で対応できる専門医の養成及び診断待機解消等に向けた取組み、並びにこども総合療育センターにおける検査入院や療育に係る技術者養成を行う。	30,338	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 障がい者支援課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
社会参加の推進	7 依存症対策推進事業 アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症患者やその家族が地域において適切な治療と支援を受けられるよう、依存症相談拠点機関である県精神保健福祉センターの支援体制を整備する。	2,795	
	8 自殺予防等対策推進事業 自殺予防のための普及啓発や相談支援、自殺予防に関わる人材の養成、自殺対策を行う市町村や民間団体への助成を行う。	120,066	
	1 市町村地域生活支援事業 市町村が行う障がい者に対する相談支援及び意思疎通支援等に要する経費について助成する。	211,109	
	2 障がい者社会参加総合推進事業 障がい者の社会参加を促進するための研修、人材養成、スポーツ大会開催等に要する経費について助成する。	20,013	
	3 工賃向上計画支援事業 工賃向上3か年計画に基づく研修会、販売会及び農福連携コーディネーターの配置等を行う。	6,788	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 障がい者支援課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
差別の解消及び権利擁護の推進	<p>4 障がい者芸術・文化推進事業 くまもと障がい者芸術展の開催やアール・ブリュットに関する展覧会の開催、障がい者の芸術文化活動支援等に要する経費について助成する。</p>	6,932	
	<p>1 障害者条例推進事業 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」及び「手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の普及啓発や相談体制の整備・運用を行う。</p>	14,569	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 医療政策課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
医師確保総合対策	1 寄附講座開設事業 地域医療を担う医師を確保するため、熊本大学病院に寄附講座（地域医療・総合診療実践学寄附講座及び地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座）を設置し、地域医療に関する継続的な教育、総合診療医の育成、地域の医療機関への医師派遣等を行う。	240,000	
	2 医師修学資金貸与事業 地域医療を担う医師を確保するため、知事が指定する医療機関で一定期間就業することを条件に返還を免除する修学資金を熊本大学医学部生に対して貸与する。	51,095	
	3 自治医科大学経常運営負担金 へき地医療を担う医師を確保するため、自治医科大学の運営に要する経費について負担する。	131,200	
	4 へき地医療施設運営費補助 へき地医療を確保するため、へき地診療所及びへき地医療拠点病院の運営に要する経費について助成する。 また、県へき地医療支援機構において、へき地診療所への医師派遣調整、ドクターバンク事業（医師の無料職業仲介所）による医師確保等を行う。	127,695	
	5 産科医・新生児科医等確保事業 医療機関が支給する分娩手当、熊本大学病院が行う寄附講座の設置及び県外産科医等の誘致活動、並びに、荒尾地域における周産期オープンシステムの運用に要する経費等について助成する。	70,976 (10,200)	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 医療政策課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
看護職員確保対策	<p>1 看護職員確保総合推進事業 看護職員のキャリアアップを支援するため、在宅医療に係る特定行為看護師等の養成に要する経費や熊本大学病院と地域医療拠点病院間の看護職員の相互派遣研修を実施する看護職キャリア支援センター（熊本大学病院）の運営に要する経費について助成する。 また、看護職員の確保・定着のため、(公社) 県看護協会にナースセンター（看護職の無料職業紹介所）を設置し、未就業者の就労相談や再就業支援研修等を行う。</p> <p>2 看護師等養成所運営費補助事業 看護教育の向上と看護職員を確保するため、看護師等養成所の運営に要する経費について助成する。</p> <p>3 看護学生の県内定着促進事業 地域医療を担う看護職員を確保するため、知事が指定する医療機関等で一定期間就業することを条件に返還を免除する修学資金の看護学生に対する貸与や、高校生を対象とした一日看護体験等を行う。</p>	<p>85,717</p> <p>204,100</p> <p>68,334</p>	
災害・救急医療対策	<p>1 災害医療対策事業 災害医療コーディネート体制の強化に向けた災害医療派遣チーム（DMAT）の体制整備に要する経費や、災害医療教育研究センター（熊本大学病院）による地域の基幹病院を核とした災害時の連携強化や人材育成に要する経費について助成する。</p>	<p>29,141 (1,000)</p>	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 医療政策課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
小児・周産期医療対策	<p>2 ヘリ救急医療搬送体制推進事業</p> <p>ドクターヘリと防災消防ヘリの2機による「熊本型」ヘリ救急医療搬送体制を推進するため、ドクターヘリ基地病院（熊本赤十字病院）によるドクターヘリの運航や、地域救急医療体制支援病院（熊本医療センター）による搬送先が決まらない患者の最終受入のための病床確保に要する経費について助成する。</p>	367,145	
	<p>3 救急安心センター事業（#7119）</p> <p>夜間に発病し、救急車を呼ぶか判断に迷う際、医療機関受診の必要性や応急手当の方法等を助言する電話相談窓口（#7119）を設置し、県民に安心を提供するとともに、救急外来に対応する医療機関の負担軽減を図る。</p>	9,873	
	<p>1 小児医療対策事業</p> <p>小児医療の提供を確保するため、小児救命救急センター（熊本赤十字病院）、小児救急医療拠点病院（熊本地域医療センター、天草地域医療センター）及び小児在宅医療支援センター（熊本大学病院）の運営に要する経費について助成する。</p> <p>また、夜間・休日の子どもの発病等に対し応急措置等の助言を行う電話相談（#8000）や小児訪問看護の強化に向けた相談や技術向上研修等を行う。</p>	185,135	
	<p>2 周産期医療対策事業</p> <p>総合周産期母子医療センター（熊本大学病院、熊本市市民病院）、地域周産期母子医療センター（福田病院、熊本赤十字病院）を核にした周産期医療体制の整備を推進する両センターの運営に要する経費や、熊本大学病院等が行う周産期医療連携体制の強化に要する経費について助成する。</p>	180,969	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 医療政策課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	<p>4 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業 県内の医療機関、訪問看護ステーション、薬局及び介護施設等における患者情報の共有を推進し、質の高い医療・介護サービスの提供を図るため、(公社)県医師会によるICTを活用した地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク)の構築に要する経費について助成する。</p>	124,931 (1,933)	
	<p>5 医療勤務環境改善支援事業 医療従事者の確保や離職防止・定着を図るため、(公社)県医師会に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関に対する勤務環境改善に関する調査や相談・助言等を行う。 また、医療機関が行う勤務医の労働時間短縮のための取組みに要する経費について助成する。</p>	90,381	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 国保・高齢者医療課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
国民健康保険指導費等	1 国民健康保険助言指導等事業 国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、保険者等に対する助言指導を行う。	19,878	
	2 国民健康保険保険基盤安定等負担金 市町村が行う低所得世帯の保険料（税）軽減等に係る負担金を交付する。	6,911,103	
国民健康保険事業特別会計 繰出金	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業特別会計への繰出しを行う。	11,691,953	
国民健康保険の事業運営 (国民健康保険事業特別会計)	1 国民健康保険保険給付費等交付金 保険給付その他国民健康保険事業の実施に係る費用を、市町村へ交付する。	156,446,374	
	2 社会保険診療報酬支払基金納付金 後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付する。	33,659,766	
	3 国民健康保険財政安定化基金積立金 国民健康保険の財政安定化を図るため、県に設置している基金への運用利息の積立てを行う。	35,261	
	4 特別高額医療費共同事業拠出金 著しく高額な医療費の発生による財政リスクを軽減するため、特別高額医療費共同事業に要する費用を（公社）国民健康保険中央会へ拠出する。	436,908	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 国保・高齢者医療課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	5 国民健康保険事業運営費 市町村との連携会議の開催や県による保険給付の点検の実施等、国民健康保険事業の運営を行う。	8,617	
保健医療推進対策	1 「第4期医療費の見通しに関する計画」計画策定・推進事業 計画検討委員会を開催し、計画の実績評価及び一部改定を行う。	1,095	
後期高齢者医療対策	1 後期高齢者医療対策事業 (1) 後期高齢者医療給付費負担金 後期高齢者医療広域連合が行う医療給付費に係る負担金を交付する。	25,245,420	
	(2) 後期高齢者医療高額医療費負担金 後期高齢者医療広域連合が行う高額医療費の軽減に係る負担金を交付する。	1,938,340	
	(3) 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 後期高齢者医療広域連合が行う低取得者等の保険料軽減に係る負担金を交付する。	5,482,079	
	2 後期高齢者医療財政安定化基金積立金 後期高齢者医療広域連合の財政安定化を図るため、県に設置している基金への運用利息の積立てを行う。	18,727	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 健康づくり推進課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
健康づくりの推進	1 健康増進計画推進事業 第5次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)に基づく健康づくり県民会議、受動喫煙防止対策等の県民の健康づくりの推進や第2期熊本県循環器病対策推進計画の進捗管理を行う。	26,164 (10,000)	
	2 健康長寿推進事業(くまもとスマートライフ推進事業) 県民の健康づくりの意識の醸成、企業・団体等への健康経営の推進のための普及啓発及び自然に健康になれる食環境づくりを行う。	15,767 (15,767)	
	3 糖尿病発症・重症化予防対策支援事業 糖尿病の発症、重症化、合併症予防を推進するため、熊本大学病院にコーディネーターを配置し、糖尿病医療スタッフの養成及び保健医療連携体制の整備に要する経費について助成する。	13,000	
	4 市町村健康増進事業 市町村が行う健康診査や機能訓練等の健康増進事業に要する経費について助成する。	54,146	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名：健康づくり推進課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
がん対策の推進	5 歯科保健推進事業 第5次熊本県歯科保健医療計画に基づき、子どものむし歯予防対策のためのフッ化物洗口の実施、市町村に対する技術的な指導・助言や人材育成を目的として、熊本県口腔保健支援センターの運営等、県民の歯と口腔の健康づくりを推進する。	49,050	
	6 健康食生活・食育推進事業 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、県民の健康的な食生活や食育活動を推進する。	4,754 (90)	
	1 がん対策推進事業 国指定がん診療連携拠点病院等が行う医師研修、相談支援機能強化等に要する経費及びがん患者に対する医療用ウィッグ等の購入費用、若年がん患者に対する在宅介護サービス等の在宅療養に要する経費について助成する。	15,525 (3,800)	
	2 がん登録事業 がん対策の効果的な推進のためのがん患者のデータ登録や分析を行う。	9,816	
	3 がん診療施設設備整備事業 がん診療機能の向上を図るために医療機関が行うがん診療設備整備に要する経費について助成する。	94,820	
	4 緩和ケア提供体制発展事業 熊本大学病院が行うがん診療連携拠点病院や在宅医療を担う医療機関等に対する緩和ケア連携体制整備、緩和ケアの普及啓発に要する経費について助成する。	23,825	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名：健康づくり推進課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
栄養指導対策の推進	5 がん相談機能発展事業 がん相談員を対象とした研修の実施や施設間の連携体制の構築により、がん患者及びその家族の相談支援体制を整備する。	24,000	
	6 医科歯科病診連携発展事業（がん診療） がん診療における医科・歯科病診連携を推進するために、歯科医師等への研修や県民に向けた啓発を行う。	1,521	
	7 がん患者妊よう性温存治療費助成事業 若い世代のがん患者の妊よう性（妊娠するための力）温存のための治療費について助成する。	4,127	
	8 がん・生殖医療提供体制強化事業 熊本大学病院が行う若い世代のがん患者の妊よう性（妊娠するための力）温存治療に関する地域とのネットワーク構築等に要する経費について助成する。	7,365	
	1 調理師法施行事務費 調理師法に基づく調理師試験の実施及び調理師免許の申請、審査、交付等を行う。	3,521	
	2 健康増進法施行事務費 県民の健康増進を図るため、健康増進法に基づき特定給食施設指導及び国民健康・栄養調査等を行う。	5,329	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名：健康づくり推進課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
原子爆弾被爆者対策の推進	1 原爆被爆者健康診断費 原爆被爆者及び被爆二世の希望者を対象とした健康診断を行う。	13,147	
	2 原爆被爆者特別措置費 放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者に対して、健康管理手当等を支給する。	348,037	
難病対策等の推進	1 指定難病医療費 難病患者の負担を軽減するため、国が指定した難病について、医療費の一部を公費負担する。	1,768,737	
	2 難病相談・支援センター事業 難病患者やその家族の療養支援のため、日常生活における相談、地域交流活動の促進、就労支援等を行う。	15,663	
	3 熊本県神経難病診療体制強化支援事業 神経難病の診療体制の構築のため、熊本大学病院が行う医療従事者向けの研修や病院間ネットワークの構築等に要する経費について助成する。	26,000	
ハンセン病問題対策の推進	1 ハンセン病事業費 ハンセン病問題に対する正しい理解のための啓発や回復者及びその家族の支援のため、熊本県ハンセン病普及問題啓発推進委員会の開催やハンセン病問題相談・支援センターの運営等を行う。	13,897	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 薬務衛生課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
生活衛生関係営業施設等の 振興及び衛生水準の維持向 上	1 生活衛生環境確保対策事業 県民の日常生活に関係の深い理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、 興行場等の衛生水準の維持向上を図るため、衛生管理に関する指導等を行う。	2,930 (529)	
	2 住宅宿泊事業適正運営確保事業 住宅宿泊事業法に基づき、住宅宿泊事業者からの届出を受理し、受理書及び標識 を交付するとともに、当該事業者に対する巡回指導及び苦情対応等を実施し、事業 の適正な運営を図る。	3,918	
	3 生活衛生営業振興対策事業 生活衛生営業事業者の振興のため、生活衛生営業指導センターが行う伴走型の指 導相談事業、各生活衛生同業組合の専門的知識・技術等の取得、後継者育成等に要 する経費について助成する。	27,094	
温泉の保護と適正利用の推進	1 温泉保護対策等事業 温泉の保護と適正利用を図るため、温泉掘削等の許可申請に基づく調査や立入調 査指導を実施する。また、令和2年7月豪雨で被災した温泉地を含む、県内の主要 な温泉地に水位計を設置し、水位や温度等の調査を行う。	2,382 (1,359)	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 薬務衛生課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
臓器移植・骨髄移植の推進	1 移植医療推進普及啓発事業 熊本県臓器移植コーディネーター等を設置し、臓器移植に関する知識の普及や意思表示の記入促進等を図る。	12,632	
	2 臓器移植院内コーディネーター連携構築事業 リーダーとなる院内コーディネーター等を育成し、医療従事者に対する臓器移植に関する知識の普及啓発や臓器提供発生時に対応できるよう、院内の連携体制を整備する。	5,269 (5,269)	
	3 骨髄移植ドナー助成支援事業 ドナーの負担軽減と職場の理解を促進し、ドナー登録者の拡大と骨髄を提供しやすい環境を整備するため、市町村が行う骨髄移植ドナー助成事業に要する経費について助成する。	3,377	
医薬品等の安全確保の推進	1 薬事許認可事業 医薬品医療機器等法に基づき、医薬品等の製造業、製造販売業及び販売業の許認可等事務を行うことで、医薬品等の取扱いの適正化を図るとともに、令和3年度に創設された地域連携薬局等の適正な審査及び認定を行う。	6,684	
	2 薬事試験実施事業 医薬品医療機器等法に基づき、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験を実施し、資格者を養成することで、医薬品等の取扱いの適正化を図る。	4,329	

令和6年度主要事業及び新規事業

課名： 薬務衛生課

() うち6月補正計上額 (単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
医薬品の適正使用の推進	1 かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業 かかりつけ薬剤師・薬局を推進するための薬局の機能強化や県民への普及啓発、薬剤師確保に係る検討等を行う。	26,263 (4,000)	
薬物乱用防止対策の推進	1 薬物乱用防止事業 青少年が薬物の正しい知識を身につけ、誘われても断る勇気を持つように県警、教育委員会、薬物乱用防止指導員等と連携して、薬物乱用防止教室や各種キャンペーンを実施することで“薬物乱用を許さないくまもとづくり”を進める。	7,534 (1,474)	
後発医薬品の普及啓発の推進	1 後発医薬品の安心使用促進及び普及啓発事業 後発医薬品の安心使用を推進するため、協議会の開催や、品質の信頼性確保対策、講習会等を行う。	1,939	

他部局における健康福祉関連施策

事業名	事業概要
<p>シルバー人材センター (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令等 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」 (S46.5.25 法律第68号)</p>	<p>本格的な高齢社会の到来に対応するためには、高年齢者の知識、技能、経験を生かし、生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者に対して、その意欲と能力に応じて地域に密着した就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりを図る必要がある。シルバー人材センターは14市31町村に設置されている(R6.3.31現在)。</p> <p>また、平成9年10月には、(公社)熊本県シルバー人材センター連合会を設立し、県下全域での事業の実施と県内各センターの取りまとめを行っている。</p> <p style="margin-left: 20px;">対象者 おおむね60歳以上 会員数 9,762人(R6.3.31現在) 設置市町村 県内全市町村</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高年齢者・障がい者の雇用対策</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業 (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令 「障害者の雇用の促進等に関する法律」 (S35.7.25 法律第123号)</p>	<p>障がい者の職業生活における自立を図るため、就業、日常生活、又は社会生活上の支援を必要としている障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行い、雇用の促進及び職業の安定を図る。</p> <p><熊本障害者就業・生活支援センター「くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁」> 運営主体 社会福祉法人慶信会 対象地域 熊本地域(熊本、上益城圏域) 配 置 熊本市内に支援ワーカー10名を配置</p> <p><熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」> 運営主体 社会福祉法人東康会 対象地域 県南(宇城、八代圏域) 配 置 八代市内に支援ワーカー5名を配置</p> <p><熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」> 運営主体 社会福祉法人菊愛会 対象地域 県北(鹿本、菊池、阿蘇圏域) 配 置 菊池市内に支援ワーカー6名を配置</p> <p><熊本県有明障害者就業・生活支援センター「きずな」> 運営主体 医療法人信和会 対象地域 有明圏域 配 置 玉名市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><熊本県天草障害者就業・生活支援センター> 運営主体 社会福祉法人弘仁会 対象地域 天草圏域 配 置 天草市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」> 運営主体 社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 対象地域 芦北、球磨圏域 配 置 水俣市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><共通> 事業内容 障がい者からの相談に応じ必要な指導及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整、事業主に対する助言等、障がい者が職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行う。 障害者職業総合センター等が行う職業準備訓練を受けることについてあつせんする。 等</p>

事業名	事業概要																									
<p>特別支援教育 (特別支援教育課 高校教育課 義務教育課)</p> <p>根拠法令等 「学校教育法」 (S22.3.31 法律 第26号)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別支援教育</p>	<p>特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障がいを含めて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されている。県では、幼児児童生徒の支援充実のため、対応が困難な事例ほどより専門性の高い支援が得られる「段階的な支援体制」を構築し、支援に当たっている。</p> <p>特別支援学校の概要（県立20校、市立3校、国立1校）〔表中（ ）内は県内設置数〕</p> <table border="1" data-bbox="485 389 1426 1379"> <thead> <tr> <th>特別支援学校</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校(県立12・市立3・国立1)</td> <td>知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>小・中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援学級及び通級による指導概要（高等学校は、通級による指導のみ）</p> <table border="1" data-bbox="485 1451 1426 1928"> <thead> <tr> <th>学級等</th> <th>対象者</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級(県内各地)</td> <td>教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。</td> </tr> <tr> <td>通級による指導(県内各地)</td> <td>小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。</td> </tr> </tbody> </table> <p>小・中学校通常の学級、高等学校での支援</p> <p>公立小・中学校、義務教育学校及び高等学校では、すべての学校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を設置し、関係機関と連携した支援体制を構築。それぞれの学習指導要領では、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と記載されており、本県においては地域ごとに各特別支援学校が助言等を行い支援の充実を図っている。</p>	特別支援学校	概要	主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校(県立12・市立3・国立1)	知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施	主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。	主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	学級等	対象者	概要	特別支援学級(県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。	通級による指導(県内各地)	小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。
特別支援学校	概要																									
主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校(県立12・市立3・国立1)	知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施																									
主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。																									
主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
学級等	対象者	概要																								
特別支援学級(県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。																								
通級による指導(県内各地)	小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。																								

事業名		事業概要
特別支援教育	私立学校経常費助成費補助 (私学振興課) 根拠法令等 「学校教育法」 (S22.3.31 法律第26号) 「私立学校振興助成法」 (S50.7.11 法律第61号)	(高等学校への補助) 特別な支援を要する生徒の受入れ、個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成並びに特別支援教育、不登校対策、いじめ対策、中途退学対策のための校内組織の整備及び取組を行っている高等学校、さらには特別支援に係る自主研修を実施する高等学校に、特別支援教育等に必要な経常的経費の一部を補助し、特別支援教育体制の充実を図る。 受入れ及び計画の策定等については、障がい有していることが確認できる生徒(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等により確認できる者。また、病院、中学校からの情報提供書等により確認できる者。なお、保護者が記入した健康調査書等による場合は、記載内容(傷病名(ADHD、LD等)や服用している薬名)により、明らかに障がい有していると思われる場合)のみを対象とする。 なお、校内組織の整備及び取組については、組織を整備のうえ取組が実施されていることが分かる書類(校務分掌等)にて確認を行う。 また、特別支援に係る自主研修については、学校が自主的に実施する研修を対象とする。 ・令和5年度の各学校における取組実績 特別な支援を要する生徒の受入れ 19校(377人) 校内組織の整備及び取組(不登校対策等の生徒対策を含む) 19校 特別支援に係る自主研修の実施 6校

特別支援学校一覧

(令和6年5月1日現在)

1 公立特別支援学校

設置者	学校名	当該学校が主として行う教育	設置学部					寄宿舎	在籍数	〒		電話
			幼	小	中	高	専			所在地		
県	盲学校	視覚障がい者に対する教育							32	862-0901 熊本市東区東町3-14-1	096-368-3147	
県	熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育							78	862-0901 熊本市東区東町3-14-2	096-368-2135	
県	熊本はばたき高等支援学校	知的障がい者に対する教育							207	862-0901 熊本市東区東町3-14-3	096-331-5656	
県	ひのくに高等支援学校								93	861-1101 合志市合生4360-7	096-249-1001	
県	鏡わかあゆ高等支援学校								185	869-4201 八代市鏡町鏡村937番地	0965-31-2577	
県	熊本支援学校								177	862-0941 熊本市中央区出水5丁目5-16	096-371-2323	
県	松橋西支援学校		小中							185	869-0502 宇城市松橋町松橋308-1	0964-33-2797
			高						869-0532 宇城市松橋町久具300		0964-34-3811	
	高等部上益城分教室 (甲佐高等学校内)								9	861-4606 上益城郡甲佐町横田327	096-235-8040	
県	荒尾支援学校		小中高重複							171	864-0032 荒尾市増永字西長浦2299-3	0968-62-1131
			高一一般						861-0041 荒尾市荒尾2620-1		0968-64-2200	
									861-0303 山鹿市鹿本町高橋638番地		0968-46-1740	
県	かもと稲田支援学校		小中							92	861-0304 山鹿市鹿本町御宇田312	0968-46-5638
			高						869-1235 菊池郡大津町室1381		096-293-0486	
									861-1101 合志市合生4300		096-242-0069	
県	大津支援学校								163	869-2501 阿蘇郡小国町宮原2635-2	0967-46-4370	
県	菊池支援学校								175	868-0501 球磨郡多良木町多良木1212-1	0966-42-3792	
県	小国支援学校								49	863-0005 天草市本町新休972	0969-23-0141	
県	球磨支援学校							93	863-0002 天草市本渡町本戸馬場495番地	0969-24-3434		
県	天草支援学校	小中							104	866-0014 八代市高島町1-6	0965-32-3251	
		高						860-0833 熊本市南区平成2丁目20-1		096-245-6232		
市	八代市立八代支援学校							94	860-0001 熊本市中央区千葉城町5番3号	096-245-6440		
市	熊本市立平成さくら支援学校							71	869-5461 葦北郡芦北町芦北2829-8	0966-82-4627		
市	熊本市立あおば支援学校							70	869-5431 葦北郡芦北町乙千屋20-2	0966-61-3303		
県	芦北支援学校(肢) 高等部佐敷分教室(知) (芦北高等学校内)	肢体不自由者及び知的障がいに対する教育							20	860-0046 熊本市西区横手5丁目16-28	096-319-2000	
県	熊本かがやきの森支援学校 江津湖療育医療センター分教室 松橋支援学校 苓北支援学校	肢体不自由者に対する教育							19	862-0947 熊本市東区画図町重富575	096-379-4420	
								34	869-0543 宇城市松橋町南豊崎252	0964-32-0729		
								18	863-2503 天草郡苓北町志岐1217番地1	0969-35-1780		
								17	869-0524 宇城市松橋町豊福2910	0964-32-1726		
県	松橋東支援学校 訪問教育(病弱)	肢体不自由者及び病弱に対する教育						11				
県	黒石原支援学校	病弱者に対する教育						82	861-1102 合志市須屋2659	096-242-0156		
計		23校	3	19	19	21	2	5	2,334			

2 国立特別支援学校

設置者	学校名	設置学部					寄宿舎	在籍数	〒		電話
		幼	小	中	高	専			所在地		
国	熊本大学教育学部附属特別支援学校							60	860-0862	熊本市中央区黒髪5丁目17-1	096-342-2956